

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 25 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 15 日

中之条町長 外丸 茂樹



記

1 森林の所在等

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
R8-上沢渡久森-01	中之条町大字上沢渡 2475-7	62 林班 160-3 小班	保安林	0.1527

2 この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林所有者を確知できないことから行うものである。

3 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して 6 月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて中之条町に提出するものとする。

4 前項の規定による申出がないときは、都道府県知事が森林経営管理法第 27 条第 1 項の規定により、裁定をすることがある。

5 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、中之条町が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける。

6 経営管理権に基づき、当該森林について

(1) 森林経営管理法第 33 条第 1 項の規定による市町村森林経営管理事業の実施による経営管理

(2) 森林経営管理法第 35 条第 1 項に規定された経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施に基づく民間事業者による経営管理のいずれかが行われる。

7 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

番号	始期	継続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①	添集積計画の公告日以降	公告日から起算して15年を経過した日	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費(主伐後の植栽・保育等)を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料)は、甲か</p>	<p>経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。</p>	—

		<p>○ 乙は、存続期間中に間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。</p> <p>○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>らの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>(5. 時期)</p> <p>○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>(相手方及び方法)</p> <p>○ 甲の指定する口座に支払うものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> <p>○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>		
--	--	---	--	--	--

8 経営管理権及び経営管理実施権の設定に係る法律に関する事項

以上

(備考)

- 1 当該森林について定めることとする経営管理権集積計画を併せて公告すること。